

「こどもの人権」について考えよう

小学校第5学年 学級活動(2)イ

(人権課題)

こども

指導事例の説明

令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。この法律は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」(※展開においては、「子どもの権利条約」と記載)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

本事例では、「児童の権利に関する条約」を基に、自分も他人も大切な権利をもっていることに気付くとともに、互いの人権を尊重し、一人一人が大切にされ、みんなが安心して生活できる学級を築いていこうとする力を育成する内容となっています。

また、第6学年の社会科と関連付けたり、各自治体における関係機関等と連携したりすることで、こどもの人権についての理解を促す授業展開も考えられます。

※本事例は、小学校学習指導要領特別活動「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「イ よりよい人間関係の形成」にあたります。

本時の目標

- ・ 「児童の権利に関する条約」の内容を知るとともに、級友の意見(思いや願い)を理解し、みんなが安心して生活できる学級にするために自分にできることを考えることができる。

人権教育の視点

- ・ 私たちには生まれながらに幸せに生きる権利が備わっていることを理解することができる。(知性)
- ・ 互いの思いや願いを理解することで、人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。(技能)

生かしたい児童

※本事例における「生かしたい児童」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 児童Aは、社会事象に対して興味をもっている。「子どもの権利条約」のように、世界中のこどもたちを守る動きについても関心も高いことから、こども一人一人が権利の主体であることに学級全体が気付けるよう、本児の知識や考えを学習活動の中で生かしたい。【知性】
- ・ 児童Bは、洞察力が鋭く、相手の思いや願いを受け止めながら、自分の考えを伝えることができる。互いの人権を尊重しながら、よりよく生きていくための振る舞いについて考えたことを学級全体で共有できるようにしたい。【技能】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

本時では、「こどもの人権」が尊重された雰囲気や環境を基盤に、児童の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。


本時においては、「子どもの権利条約」に掲げられている40条のうちの一部の内容を取り上げていますが、中学生の目標につなげるために、6年生の社会科の授業や学級活動等をとおしてほかの条項を取り上げるなど、更にこどもの権利についての理解を深められるよう指導することが大切です。

なお、こども間のいじめについては、引き続き、「直接的指導」において取り上げるとともに、学校の教育活動のあらゆる場面をとおして、いじめ問題の重大さと人権尊重の大切さを、こども一人一人が認識できるよう、全ての学校において徹底して取り組むことが重要です。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【抽象的な表現を理解することが難しい】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	<p>1 「子どもの権利条約」を読み、今の自分に関わりの深いと思う条文を確認し、本時については、第12条「意見を表す権利」について考えることを確認する。</p> <p>2 本時の学習課題を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一人一人が大切にされ、みんなが安心して生活できる学級にするために、自分にできることを考えよう。</p> </div>	<p>・障がいのあるこども（第23条）、施設に入っているこども（第25条）等、学級に該当するこどもがいる場合は十分に配慮して扱う。</p> <p>◎「子どもの権利条約」とおして、国際的にも権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方について知ることができるようにする。（知性）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎本時の活動全体をとおして、相手の気持ちや立場を理解し、差別や偏見に対する心の痛みを感じ取ることができるようにする。</p> </div>	<p>・日本ユニセフ協会 HP に示されている「子どもの権利条約」等</p> <p>日本ユニセフ協会 URL https://www.unicef.or.jp/crc/card/</p> 
展開	<p>3 みんなが安心して生活するために、必要なことを話合う。</p> <p>(1)安心して生活するために、自分がしてほしいことについて考えを整理し、伝え合う。</p> <p>(2)相手の話を聞いて、自分にできることを話し合う。</p> <p>(3)安心できる学級とはどんな学級かを考える。</p>	<p>◎安心して発言できる雰囲気づくりに努める。</p> <p>・自分の得意、不得意なこと等を思い浮かべ、それを行う際に他者からのどのような理解や援助があるとよいか、伝え合う。</p> <p>・双方向のやりとりができるように促す。</p> <p>・(1)、(2)の意見を踏まえ、「安心できる学級」とは具体的にどのようなことなのかを考えられるようにする。</p> <p>◎自分の願いを伝えたり、相手の思いを聞いたりすることで、互いの人権を尊重し合う関係づくりにつなげる。（技能）</p> <p>・安心できる学級は、「子どもの権利条約」に当てはまる権利が保障されていることを確認する。</p>	<p>・ワークシート</p> <p>・「子どもの権利条約」資料</p>
ふりかえり	<p>4 「安心して生活できる学級」にするために、自分がすることを決める。</p> <p>5 本時の活動を振り返る。</p>	<p>・話し合ったことをもとに、具体的な内容になるよう伝える。</p> <p>・自分の思いや願いを相手に伝えることで、互いに理解し合いながら、お互いの幸福のためにどうすべきかを考える態度の育成につなげる。</p>	

「意見を表す権利」を、分かりやすい言葉やイラスト（ユニセフ資料等）で説明しましょう。

話合いのルールを確認しましょう。

「相手の話を聞く」「相手の気持ちを考えて発言する」等

具体的な場面を設定しましょう。
「授業中」「休み時間」「行事」等

活動内容を具体的に伝えましょう。


「自分を知る」「自分がしてほしいことを考える。」等

みんなの意見を、モニターやタブレット、ホワイトボードなどに視覚的に分かりやすく示して共有しましょう。

※ 導入において、各学校で実施している学校生活に関するアンケート等の結果を提示し、「子どもの権利条約」の第12条に関連付けて、本時の課題への方向付けをすることも考えられます。

枠は、共感的理解及び明るい展望について示しています。

補助教材・補助資料等

資料名	内容	URL	二次元コード
ちかごろよく聞く こどもの権利って!? (こども家庭庁)	こどもの権利について	https://www.cfa.go.jp/policies/childrights	
子どもの権利条約 (日本ユニセフ協会)	条約の内容や原則、締結国・地域、ユニセフの活動などについての紹介	https://www.unicef.or.jp/crc/	
子どもの権利を大切にする教育 先生のための実践ガイド (日本ユニセフ協会)	ユニセフの提唱する「子どもの権利を大切にする教育」についての活動の紹介	https://www.unicef.or.jp/crc/tools/	

みんなが安心して生活できる学級について考えよう

年 組 番 名前()

1. 安心して生活するために、周りの人にしてほしいことは何か、考えて書こう。

2. 級友の話を聞いて、自分ができることについて書こう。

3. 安心できる学級とはどんな学級なのか、自分の考えを書こう。

4. 「安心して生活できる学級」にするために、自分がすることを書こう。